

平成27年2月2日

日本関税協会横浜支部
齊藤事務局長 殿

横浜税関業務部
管理課長 福田喜久雄
(押印省略)

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

平素より税関行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて、標記のことにつきまして、関税率表解説及び分類例規の一部が別紙1・別紙2・別紙3のとおり改正され、平成27年3月1日以降申告される貨物について適用されることとなります。

また、標記の改正につきましては税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) に掲載されておりますので、その旨貴会会員店社の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

本件に関する問い合わせ先 横浜税関 業務部首席関税鑑査官 (045-212-6156、6157)

財 関 第 1 1 9 号
平成 2 7 年 1 月 3 0 日

各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

財 務 省 関 税 局 長
宮 内 豊

関 税 率 表 解 説 及 び 分 類 例 規 の 一 部 改 正 に つ い て

関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日付財関第 1318 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、平成 27 年 3 月 1 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

第 1 関税率表解説の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 分類例規の一部を次のように改正する。

（第 1 部（国際分類例規）の一部改正）

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（第 2 部（国内分類例規）の一部改正）

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 28 類</p> <p>無機化学产品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>(省略)</p> <p>28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）</p> <p>(省略)</p> <p>(A) 硫酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸 (H_2SO_4) (28.07) の金属塩を含む。ただし、水銀の硫酸塩 (28.52)、硫酸アンモニウム (31.02) 又は 31.05) 及び硫酸カリウム (31.04) 又は 31.05) は、純度のいかににかかわらず、この項には含まない。</p> <p>(1) ナトリウムの硫酸塩：これには次の物品を含む。</p> <p>(a) 硫酸二ナトリウム（中性硫酸ナトリウム）(Na_2SO_4)：無水塩又は水化物として存在し、粉又は大きな透明結晶、空気中で風解し、水に溶けて温度を低下させる。十水塩 ($Na_2SO_4 \cdot 10H_2O$) はグラウバー塩 (Glauber's salt) として知られている。不純物を含む硫酸二ナトリウム（純度 90～99%）は、通常各種の製造工程の副産物として得られ「芒硝 (saltcake)」と称され、この項に属する。硫酸二ナトリウムは、染色助剤、ガラス製造（瓶、クリスタルガラス及び光学ガラスの製造においてガラス化できる混合物を得るため）のフラックス、皮なめし、製紙工業（化学パルプの製造）、繊維工業のサイジング剤、医薬（下剤）等に使用する。</p> <p>天然のナトリウムの硫酸塩（石灰芒硝 (glauberite)、ブローダイト (bleedite)、<u>reussin</u>、アストラカナイト (astrakhanite) は、含まない (25.30)。</p> <p>(b) 及び (c) (省略)</p>	<p>第 28 類</p> <p>無機化学产品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>(同左)</p> <p>28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）</p> <p>(同左)</p> <p>(A) 硫酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸 (H_2SO_4) (28.07) の金属塩を含む。ただし、水銀の硫酸塩 (28.52)、硫酸アンモニウム (31.02) 又は 31.05) 及び硫酸カリウム (31.04) 又は 31.05) は、純度のいかににかかわらず、この項には含まない。</p> <p>(1) ナトリウムの硫酸塩：これには次の物品を含む。</p> <p>(a) 硫酸二ナトリウム（中性硫酸ナトリウム）(Na_2SO_4)：無水塩又は水化物として存在し、粉又は大きな透明結晶、空気中で風解し、水に溶けて温度を低下させる。十水塩 ($Na_2SO_4 \cdot 10H_2O$) はグラウバー塩 (Glauber's salt) として知られている。不純物を含む硫酸二ナトリウム（純度 90～99%）は、通常各種の製造工程の副産物として得られ「芒硝 (saltcake)」と称され、この項に属する。硫酸二ナトリウムは、染色助剤、ガラス製造（瓶、クリスタルガラス及び光学ガラスの製造においてガラス化できる混合物を得るため）のフラックス、皮なめし、製紙工業（化学パルプの製造）、繊維工業のサイジング剤、医薬（下剤）等に使用する。</p> <p>天然のナトリウムの硫酸塩（石灰芒硝 (glauberite)、ブローダイト (bleedite)、<u>reussin</u>、アストラカナイト (astrakhanite) は、含まない (25.30)。</p> <p>(b) 及び (c) (同左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 29 類 有 機 化 学 品 (省 略)</p> <p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)</p> <p>(省 略)</p> <p>除 外</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (1) ~ (3) (省 略) (4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物品 (a) シスチン、システイン (INN) 及びこれらの塩酸塩 (29.30) (b) メチオニン及びそのカルシウム塩 (29.30) (c) 神経伝達物質類及び神経調整物質類 (ニューロモジュレーター) ; 例えば、sepranolone (INN) (29.14)、ドパミン(dopamine) (29.22)、アセチルコリン アセチルコリン (acetylcholine) (29.23)、セロトニン (serotonin) (5-ヒドロキシトリプタミン又は5-ヒドロキシ-3-(β-アミノエチル)インドル) (29.33)、ヒスタミン (histamine) (29.33) 及びこれらの受容体作用剤又は受容体拮抗剤物質のような関連物質 (d) 白血病阻害因子 (ヒト) 成長因子エンファイレルミン (emfilermine) (INN) (29.33) 及び繊維芽細胞成長因子レピフェルミン (repifermin) (INN) (29.24) (e) ラニセミン (lanicemine) (INN) (29.33) 及びネボスチネル (nebstinel) (INN) (29.24) のような NMDA (N-メチル-D-アスパラギン酸) 受容体拮抗剤 (f) ヘパリン (30.01) (g) 変性免疫産品 (30.02) (5) ~ (9) (省 略)</p>	<p>第 29 類 有 機 化 学 品 (同 左)</p> <p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)</p> <p>(同 左)</p> <p>除 外</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (1) ~ (3) (同 左) (4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物品 (a) シスチン、システイン (INN) 及びこれらの塩酸塩 (29.30) (b) メチオニン及びそのカルシウム塩 (29.30) (c) 神経伝達物質類及び神経調整物質類 (ニューロモジュレーター) ; 例えば、ドパミン (dopamine) (29.22)、アセチルコリン (acetylcholine) (29.23)、セロトニン (serotonin) (5-ヒドロキシトリプタミン又は5-ヒドロキシ-3-(β-アミノエチル)インドル) (29.33)、ヒスタミン (histamine) (29.33) 及びこれらの受容体作用剤又は受容体拮抗剤物質のような関連物質 (d) 白血病阻害因子 (ヒト) 成長因子エンファイレルミン (emfilermine) (INN) (29.33) 及び繊維芽細胞成長因子レピフェルミン (repifermin) (INN) (29.24) (e) ラニセミン (lanicemine) (INN) (29.33) 及びネボスチネル (nebstinel) (INN) (29.24) のような NMDA (N-メチル-D-アスパラギン酸) 受容体拮抗剤 (f) ヘパリン (30.01) (g) 変性免疫産品 (30.02) (5) ~ (9) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号の解説</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>2941.30 テトラサイクリンの誘導体は、部分的に水素添加したテトラサイクリン骨格の4-ジメチルアミノ-ナフタセン-2-カルボキシアミドを分子中に含む活性な抗生物質である。エステルは、また誘導体と認められる*。 この号は、クロロテトラサイクリン(INN)、エラバサイクリン(INN)及びロリテトラサイクリン(INN)を含む。しかしながら、アケラルビシン(INN)及びドキシソルピシン(INN)のような「ルビシン」タイプのアントラサイクリンは、テトラサイクリンの誘導体と認められない。</p> <p>(省 略)</p>	<p>号の解説</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>2941.30 テトラサイクリンの誘導体は、部分的に水素添加したテトラサイクリン骨格の4-ジメチルアミノ-ナフタセン-2-カルボキシアミドを分子中に含む活性な抗生物質である。エステルは、また誘導体と認められる*。 この号は、クロロテトラサイクリン(INN)及びロリテトラサイクリン(INN)を含む。しかしながら、アケラルビシン(INN)及びドキシソルピシン(INN)のような「ルビシン」タイプのアントラサイクリンは、テトラサイクリンの誘導体と認められない。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 70 類</p> <p>ガラス及びその製品</p> <p>(省 略)</p> <p>70.20 その他のガラス製品</p> <p>この項には、この類又はこの表の他の類の項に含まれないガラス製品(ガラス製の部分品を含む。)を含む。 これらの物品は、ガラス以外の材料を結合したものであっても、ガラス製品の重要な特性を有する限りこの項に分類する。この項には、次のものを含む。</p> <p>(1) ~ (4) (省 略) (5) その他のもの、例えば、漁網用の浮き、戸又は cistern chain 等の握</p>	<p>第 70 類</p> <p>ガラス及びその製品</p> <p>(同 左)</p> <p>70.20 その他のガラス製品</p> <p>この項には、この類又はこの表の他の類の項に含まれないガラス製品(ガラス製の部分品を含む。)を含む。 これらの物品は、ガラス以外の材料を結合したものであっても、ガラス製品の重要な特性を有する限りこの項に分類する。この項には、次のものを含む。</p> <p>(1) ~ (4) (同 左) (5) その他のもの、例えば、漁網用の浮き、戸の握り及び取手、水槽、鎖、</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>り及び取手、水彩絵の具用のポット、とりかご用の附属品（餌入れ、水槽等）、店頭装飾用の陳列瓶、点滴管、アルコーラルバーナー（70.17項のものを除く。）、ピアノ又は家具の脚に使用するベースカップ、ガラス製モザイクキューブから作り上げた完成したパネルその他の装飾用モチーフ（枠を有するか有しないかを問わない。）、救命ブイ及び救命帯</p> <p>（省略）</p>	<p>水彩絵の具用のポット、とりかご用の附属品（餌入れ、水槽等）、店頭装飾用の陳列瓶、点滴管、アルコーラルバーナー（70.17項のものを除く。）、ピアノ又は家具の脚に使用するベースカップ、ガラス製モザイクキューブから作り上げた完成したパネルその他の装飾用モチーフ（枠を有するか有しないかを問わない。）、救命ブイ及び救命帯</p> <p>（同左）</p>
<p>第 84 類</p> <p>原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>（省略）</p> <p>84.08 ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）</p> <p>8408.10—船舶推進用エンジン 8408.20—第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン 8408.90—その他のエンジン</p> <p>（省略）</p>	<p>第 84 類</p> <p>原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>（同左）</p> <p>84.08 ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）</p> <p>8408.19—船舶推進用エンジン 8408.20—第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン 8408.90—その他のエンジン</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<p><u>0303.90</u></p> <p>1. <u>からふとししゃも (Capelin) の卵</u></p> <p>本品は、<u>塩の含有量（重量比）が1%以下で、マイナス18度で冷凍された、6～12キログラムの塊のものである。本品は、食用に供する前に更なる加工が行われる。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	<p>(新 規)</p>	
<p><u>0305.20</u></p> <p>1. <u>だんご魚 (Lump Fish) の卵</u></p> <p>本品は、<u>塩水漬けのもので、塩の含有量（重量比）が15～18%で、105キログラムのたる詰めにしたもの。塩分が多いため、食用に供する前に更なる加工が行われる。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	<p>(新 規)</p>	
<p><u>2009.90</u></p> <p>1. <u>発酵していない香辛料（しょうが）入りの混合ジュース</u></p> <p>本品は、<u>きゅうりジュース（30%）、セルリージュース（20%）、りんごジュース（20%）、ほうれん草ジュース（20%）、パセリジュース（4%）、レモンジュース（4%）及びしょうが（2%）から成る。そのまま飲用に供されるもので、小売用のボトルに入れている。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	<p>(新 規)</p>	

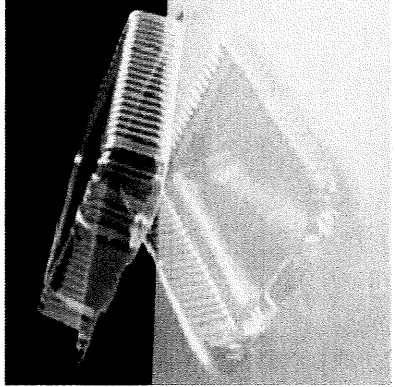
新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3923.10</p> <p><u>1. 陳列用の容器</u></p> <p>本品は、プラスチック製のトレイ及びびプラスチック製のドーム型の蓋から成るもので、食品の陳列、包装及び運搬に使用される。この種の容器は、様々な形状のものがある。</p> <p>通則1及び6を適用</p> <div data-bbox="635 1352 935 1688" data-label="Image"> </div>	<p>(新 規)</p>


新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3923.10</p> <p><u>2. 容器</u></p> <p>本品は、プラスチック製で、食品の陳列、包装及び運搬に使用される。一辺が閉じられ、その他の辺は開いている。この種の容器は、様々な形状のものがある。</p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p>(新規)</p>

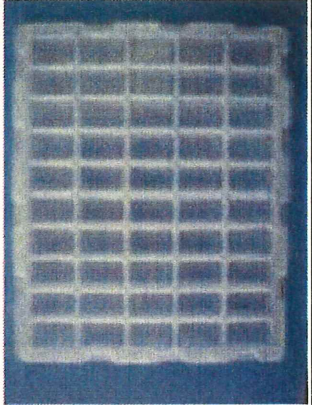
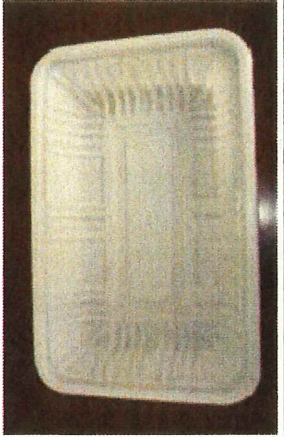
新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3923.10</p> <p><u>3. 鶏卵用の容器</u></p> <p>本品は、プラスチック製で、<u>一辺が閉じられ、他の三辺は開いている。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 	<p>(新 規)</p>

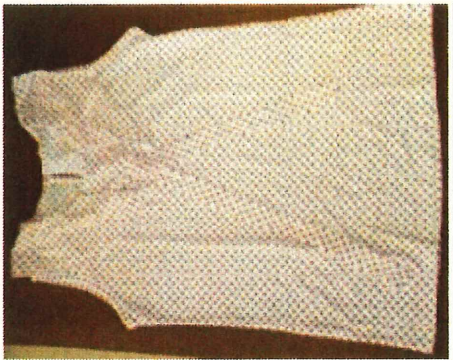
新旧対照表

【分類例規 (昭和62年12月23日蔵関第1299号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<p><u>3923.90</u></p> <p><u>2. トレイ</u></p> <p>本品は、プラスチック製で、物を固定するための仕切りを有する。本品は、蓋が無く、例えばハードディスクドライブ又は電子機器等の、包装用に使用される。</p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p style="text-align: center;">(新 規)</p>	
<p><u>3923.90</u></p> <p><u>3. トレイ</u></p> <p>本品は、プラスチック製で、蓋が無く、食品の包装用に使用される。</p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p style="text-align: center;">(新 規)</p>	

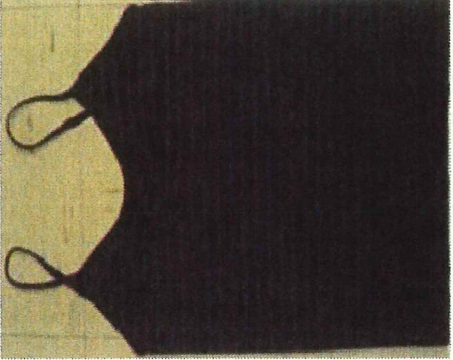
新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>6106.20</u></p>	<p>(新 規)</p>
<p>1. <u>袖及び襟無し</u>の衣類（メリヤス編みのもの）</p> <p>本品（ポリエステル短繊維65%、綿35%）は、ネックライ ンにリボンの飾り、袖ぐりの肩部分にひだがついている。背 面のネックラインの一部が開いており、ボタンで留めるよう になっている。</p> <p>通則1及び6を適用</p> 	


新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>6109.90</u></p> <p><u>1. 女子用の袖及び襟無し</u>の衣類（メリヤス編みのもの）</p> <p>本品（ナイロン92%、スパンデックス（elastane）8%）は、<u>セミラウンドのネックラインで、肩紐を有する。</u></p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p>（新 規）</p>


新旧対照表

【分類例規 (昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6110.20</p> <p><u>2. ベスト (メリヤス編みのもの)</u></p> <p>本品は、表地が 100%綿製で、詰物をした薄い層 (外気に 対する身体の保護を行うものではない)、65%ポリエステル短 繊維、35%綿の織物製の裏地がついている。正面が開いてい る。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 	<p>(新 規)</p>


新旧対照表

【分類例規 (昭和62年12月23日蔵関第1299号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6110.30</p> <p>2. <u>女子用の半袖の衣類 (メリヤス編みのもの)</u></p> <p>本品 (アクリル100%) は、ロールネックで、開襟でない。 <u>縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた</u> <u>編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートル</u> <u>につき10以上である。</u></p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p>(新 規)</p>


新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<p>6110.30</p>	<p>3. <u>男子用の長袖の衣類（メリヤス編みのもの）</u></p> <p>本品（ポリエステル短繊維76%、綿24%）は、襟及び裏地が無く、上半身用のものである。本品は、正面で左を右の上にして閉じるもので、下部にポケットを有する。</p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p>(新規)</p>


新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6114.30</p> <p>2. <u>女子用の半袖の衣類（メリヤス編みのもの）</u></p> <p>本品（ポリエステル短繊維68%、綿32%）は、<u>開襟でなく、胸部より下にフリルの飾りを有する。</u></p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p>(新規)</p>


新旧対照表

【分類例規 (昭和 62 年 12 月 23 日 蔵関第 1299 号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>6202.13</u></p> <p><u>1. 長袖の衣類</u></p> <p>本品は、ポリエステル製の織物から作られ、襟及びびポケットを有する。大腿部中央の下までの長さで、正面が開いており、ボタン及びベルトにより右を左の上にして留める。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 	<p>(新 規)</p>

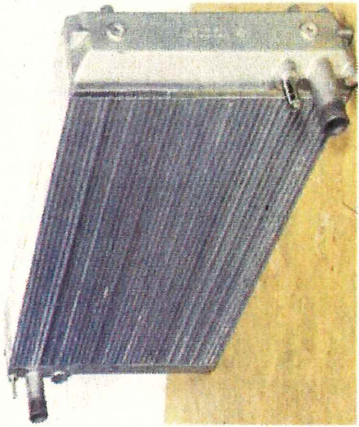
新旧対照表

【分類例規 (昭和62年12月23日蔵関第1299号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6202.93</p> <p><u>1. アノラック様の衣類</u></p> <p>本品は、ポリエステル製の織物から作られ、ウエストの下まで固き、襟、フード及びサイドポケットを有する。フアスナ二、プレススタッツ及びベルトにより左を右の上にして留めるが、衣類の裁断により女子用の衣類であると明らかに判別することができず、すそにゴム編みのウエストバンド及び絞るための締めひもを有する。</p> <p>通則1及び6を適用</p> 	<p>(新 規)</p>

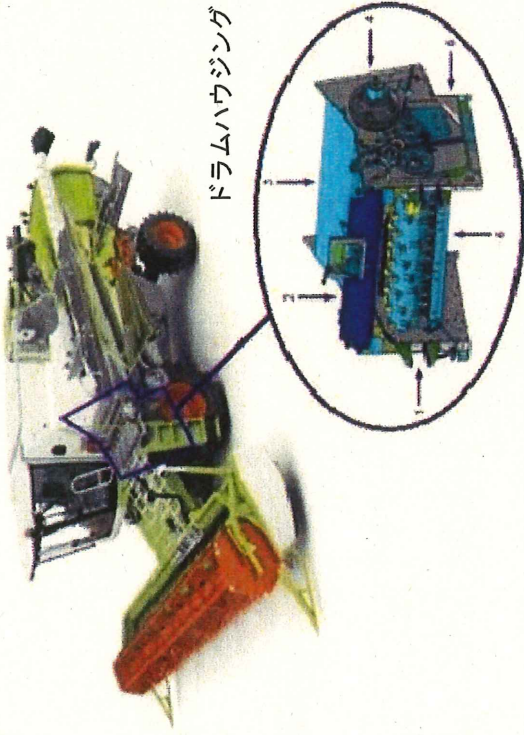
新旧対照表

【分類例規 (昭和62年12月23日蔵関第1299号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7115.90</p> <p><u>1. 中空のマイクロスフィア</u></p> <p>本品は、直径0.05ミリメートル未満のもので、化学めつき工程によって、中空のガラス製マイクロスフィアの表面に銀コーティングを施すことよって得られる。銀の含有量(重量比)が20%以上、ガラスの含有量(重量比)が80%以下である。本品は、導電性ペイントの製造において、導電性充填剤として用いられる。</p> <p>通則1 (第71類注1 (b) 及び2 (A)) 及び6を適用</p> <p><u>2. アルミニウム製のラジエーター</u></p> <p>本品 (985mm × 530mm × 145mm) は、エキスカベーター用のものである。冷媒から空気に熱を伝えることにより、エキスカベーターのエンジンから出る冷媒を冷却するように設計されている。冷媒は再びエンジンに戻る。</p> <p>通則1 (第16部注2 (b)) 及び6を適用 8714.10/1 参照</p> 	<p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規 (昭和 62 年 12 月 23 日 農林省令第 1299 号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8433.90</p> <p><u>1. ドラムハウジング</u></p> <p>本品は、ケーシングと3つのドラム(ローターフィーダー、脱穀ドラム、ピーター)から成るコンバイン用のもので、穀粒を脱穀処理中に穂から分離することができる。脱穀ユニットは、それ自体に駆動装置を内蔵していないが、コンバインの単一のディーゼルエンジンにより駆動する、プーリー及びベルト装置によって作動する。</p> <p>通則 1 (第 16 部注 2 (b)) 及び 6 を適用</p>  <p>ドラムハウジング</p> <p>1. 切断機構付き搬送路 2. キャブ付きオベレーター用プラットフォーム 3. 穀粒貯蔵タンク 4. 選別 5. 洗浄 6. 駆動車軸</p>	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規 (昭和 62 年 12 月 23 日 蔵関第 1299 号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8467.19</p> <p><u>1. 空気圧剪定ばさみ</u></p> <p>本品は、太い円柱 (ハンドグリップ) にピストンとプレートが組み込まれたもので、使用者の親指及び人差し指により、ピストンを介して押し出される圧搾空気によって作動する。使用中に手で保持するように設計されており、延長ロッド (アーム。伸縮可能なものも含む。) に取り付けることができる。樹木の剪定に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新 規)</p>

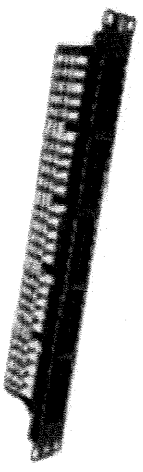


【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8517.70</u></p> <p><u>3. 導電性強化カバーガラス</u></p> <p>本品は、タッチスクリーン式の携帯電話製造用のもので、長さ165mm、幅86mm、高さ0.55mmである。 ガラスは、強化及び切断（穴あけ及び面取り加工を含む）されるだけでなく、次の印刷処理が行われる。 (1) 導電性インクを用いた企業ロゴ及び導電トットの印刷 (2) タッチスクリーン操作の誤動作または操作できないことを防止し、液晶ディスプレイ（LCD）のバックライトユニットからの光を遮断するための、非導電性・耐熱遮蔽インクを用いた非導電性の縞模様の印刷 (3) 電話の組立て後、赤外線センサーへの光の透過を確保する2つの赤外線インクスポットを印刷 (4) 非導電性・耐熱インクを用いたタッチアイコンの印刷</p> <p>通則1（第16部注2（b）及び6を適用</p>	<p>(新 規)</p>
<p>表</p>	<p>裏</p>

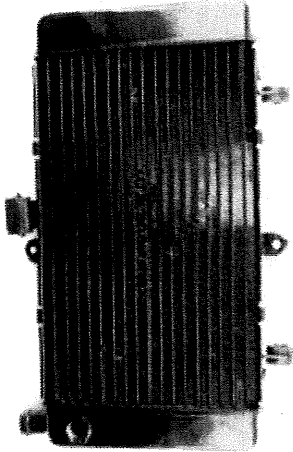
新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<p><u>8536.90</u></p> <p><u>2. パッチパネル (50ポート)</u></p> <p>本品は、IP（インターネットプロトコル）通信ネットワークや音声通信ネットワーク（電話）のケーブルシステムの配線を簡素化するためのもので、信号を増幅、再生、又は変換しない、非アクティブ連結装置である。50個のRJ45ポートを有し、それぞれがユーザーワークステーションと対応する。本品によって、各ユーザーワークステーションはスイッチ、ハブ、ルーターに連結し、ネットワークへの接続が可能になる。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>		<p>(新 規)</p>

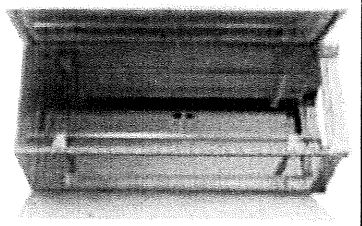
新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8714.10</p>	<p>1. <u>アルミニウム製のラジエーター</u></p> <p>本品（359mm×181mm）は、<u>モーターサイクル用のものである。冷媒から空気に熱を伝えることにより、モーターサイクルのエンジンから出る冷媒を冷却するように設計されている。冷媒は再びエンジンに戻る。</u></p> <p>通則1及び6を適用 8431.49/2 参照</p> 
	<p>(新 規)</p>

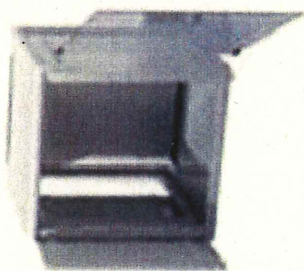
新旧対照表

【分類例規 (昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<p>9403.20</p>	<p>3. <u>スチール製キャビネット</u></p> <p>本品は、高さ 2,000mm (45RU)、幅 600mm、奥行き 600mm の床置型で、次の仕様からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施錠可能なガラス製の前扉 一 後面開放 一 底面開放 (台座なし) 一 取り外し及び施錠可能な側面扉 (キャビネットを並べて設置し、接する面を取り外すことで、両キャビネット内の装置の相互接続が可能になる) 一 キャビネットの側壁にねじ止めされた 4 つの穴あき支柱 (設備を内部に収納し、ボルトでの固定を可能にする) <p>本品は、パッチパネル (50 ポート) と共に提示されている。パッチパネルはキャビネットの内部に合わせて設計されているが、運送を容易にするために組み立てずに供給される。その他の設備 (遮断機、サービスマスター、電源ソケット、ジャンパーケーブル及びリターター) はキャビネットとともに提示されず、後からキャビネットの内部に取り付けられる。キャビネットと共に提示されるパッチパネルは、分離して分類される。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用 8536.90/2 参照</p> <div data-bbox="1034 1406 1396 1630" style="text-align: center;">  </div>	<p>(新 規)</p>

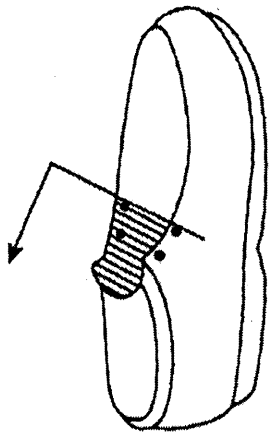
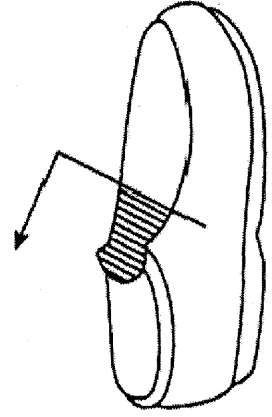
新旧対照表

【分類例規 (昭和 62 年 12 月 23 日 蔵関第 1299 号)】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9403.20</p> <p>4. <u>スチール製キャビネット</u></p> <p>本品は、高さ 605mm (12RU)、幅 600mm、奥行き 600mm の壁面取付型で、次の仕様からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 施錠可能なガラス製の前扉 - 後面開放 (後面は壁に取り付ける。) - キャビネットの側壁にねじ止めされた 2 つの穴あき支柱 (設備を内部に収納し、ボルトでの固定を可能にする) - 空気の流れを良くするための穴のあいた上部及び下部 - ケーブルを接続するためのキャビネットの下部の特別な設備 (スペース) <p>本品とは別に提示されるパッチパネルが後からキャビネットの内部に取り付けられるが、その他のネットワークハードウェア、給電装置及び配信装置を取り付けることも可能である。</p> <p>通則 1 (第 94 類注 2 (a)) 及び 6 を適用</p> <div data-bbox="893 1388 1197 1657" style="text-align: center;">  </div>	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
64類	<p>2. 靴の甲の構成材料を決定するための面積計算について (省 略)</p> <p>3. 具体事例 (1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) 甲とペロが一体の場合 ペロと見なし面積に算入しない。</p> <p>(省 略)</p> <p>ペロと見なし面積に算入しない。</p> <p>(省 略)</p>	64類	<p>2. 靴の甲の構成材料を決定するための面積計算について (同 左)</p> <p>3. 具体事例 (1) ~ (4) (同 左)</p> <p>(5) 甲とペロが一体の場合 ペロと見なし面積に算入しない。</p> <p>(同 左)</p> <p>ペロと見なし面積に算入しない。</p> <p>(同 左)</p>
			
	<p>ペロと見なし面積に算入しない。</p> <p>(省 略)</p>		<p>ペロと見なし面積に算入しない。</p> <p>(同 左)</p>

主な改正の概要（平成 27 年 3 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 29.14 項	SEPRANOLONE(INN LIST 107)の分類	"Sepranolone"は、真のホルモン活性を有しないものと認められることから、その化学構造に基づき第 2914.40 号に分類決定されたことに伴う改正。
第 2941.30 号	エラバサイクリン(INN LIST 108)の分類	エラバサイクリン("eravacycline")、第 2941.30 号に分類決定されたことに伴う改正。

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 0303.90 号	からふとししゃもの卵	そのまま食用に供されない冷凍のからふとししゃもの卵につき、冷凍の魚の卵として第 0303.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 0305.20 号	だんご魚の卵	そのまま食用に供されない塩水漬けしただんご魚の卵につき、塩水漬けした魚の卵として第 0305.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2009.90 号	しょうが入りの混合ジュース	野菜、果実及びしょうががからなるジュースにつき、混合ジュースとして第 2009.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3923.10 号	プラスチック製の容器	食品の陳列、包装及び運搬に使用される容器につき、プラスチック製の運搬・包装用の箱として第 3923.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6106.20 号	袖及び襟無し of 衣類 (メリヤス編み)	袖無しでネックラインに開きがある衣類につき、女子用のブラウスとして第 6106.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6109.90 号	袖及び襟無し of 衣類 (メリヤス編み)	メリヤス編みのキャミソールにつき、肌着として第 6109.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6110.20 号	ベスト(メリヤス編み)	薄い詰め物入りの綿製のベストにつき、綿製のベストとして第 6110.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6110.30 号	女子用の半袖の衣類(メリヤス編み)	ロールネックで開襟でない女子用の半袖の衣類につき、第 6110.30 号に分類(通則 1 及び 6)
第 6114.30 号	女子用の半袖の衣類(メリヤス編み)	開襟ではなく胸部より下にフリルの飾りを有する女子用の半袖の衣類につき、第 6114.30 号に分類(通則 1 及び 6)
第 6202.13 号	長袖の衣類	ポリエステル織物製のトレンチコート様の女子用衣類につき、第 6202.13 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6202.93 号	アノラック様の衣類	正面をベルト等により左を右の上にして留めるアノラック様の女子用衣類につき、第 6202.93 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 7115.90 号	中空のマイクロファイア	ガラス製マイクロファイアの表面に銀コーティング(銀の含有量 20%以上)を施したものにつき、その他の貴金属製品として第 7115.90 号に分類(通則 1 及び 6)。

主な改正の概要（平成 27 年 3 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8431.49 号	ラジエーター	エキスカベーター用のラジエーターにつき、エキスカベーターの部分品として第 8431.49 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8433.90 号	コンバイン用ドラムハウジング	ケーシングと 3 つのドラムからなるコンバイン用のドラムハウジングにつき、収穫機及び脱穀機の部分品として第 8433.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8467.19 号	空気圧剪定ばさみ	圧搾空気によって作動する剪定ばさみにつき、その他のニューマチックツールとして第 8467.19 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8517.70 号	導電性強化カバーガラス	タッチスクリーン式携帯電話用の導電性強化カバーガラスにつき、電話機の部分品として第 8517.70 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8536.90 号	パッチパネル	スチール製キャビネットと共に提示されるパッチパネル(50 ポート(音響用))について、その他の電気回路の接続用の機器として第 8536.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8714.10 号	ラジエーター	モーターサイクル用のラジエーターにつき、モーターサイクルの部分品として第 8714.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9403.20 号	スチール製キャビネット	パッチパネル等の収納用のスチール製キャビネットにつき、その他の金属製家具として第 9403.20 号に分類(通則 1 及び 6)。